

改正概要説明書

国名：シンガポール

法令名：商標国際登録規則

改正情報：2020年6月5日施行

改正概要：

・商標国際登録の登録官は、電子オンラインシステムの設定、操作及び使用の手続及び条件、さらに不調の場合の措置に関して実施指針を発行できる旨を明確にした。(規則4A(3), (4))

改正内容：

・規則3

手数料納付に関して明確化された。

・規則4A

(3), (4)は新設項である。